第75号（第95条関係）

銃砲刀剣類関係事項照会書

年　　月　　日

殿

公安委員会　㊞

銃砲若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に係る調査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の２によって照会します。

記

照　　会　　事　　項

【取扱所属の所在地】〒

【担当者氏名】　　（電話　　）

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。